

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象となる世帯

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除く

台東区から、確認書が届きます(要返送)
令和3年12月10日時点で
住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

支給手続きは裏面をご確認ください。

※家計急変世帯への手続き等については、詳細が決定しておりません。
詳細が決定次第、区のホームページや広報たいとう等でお知らせいたします。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

台東区住民税非課税世帯等
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-000-573**

受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)

◎今回、住民税非課税世帯に該当する方へ確認書を送付しています。

給付金の支給手続き

- 確認書の記載内容をご確認いただき、同封されている返信用封筒に入れて、**返送してください**。

※ 確認書のQRコードから電子申請も可能です。



I **世帯の全ての方が**、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ① 振込先及び金額欄に記載された支給口座(振込口座)に誤りがないか確認してください。

※支給口座が記載されていない場合又は記載された口座以外に

振込を希望する場合は、確認書裏面のチェック欄(口)に✓を入れ、

ご希望の振込口座を記入し、口座確認書類及び本人確認書類の写しを貼付してください。

- ② 確認事項について相違がない場合、確認日、連絡先電話番号を記入の上、ご署名ください。

II 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- ① 裏面のチェック欄(口)に✓を入れ、ご希望の振込口座を記入し、口座情報が分かるもの及び本人確認書類の写しを貼付してください。

- ② 確認事項について相違がない場合、確認日、連絡先電話番号を記入の上、ご署名ください。

◆給付金の支給時期

台東区が確認書を受理した日から4週間後が目安です。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込み詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに台東区や東京都、厚生労働省(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。